

岩手県国際交流関係団体連絡会議規約

(目的)

第1条 この規約は、岩手県における国際交流関係団体相互の連絡調整及び情報交換を行うため岩手県国際交流関係団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、もって岩手県における国際交流の効率的な推進に資することを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、岩手県内における国際交流に関する活動を行っている団体等で前条の目的に賛同するものをもって構成する。

- 2 連絡会議に加入しようとする団体は、登録票を議長に提出するものとする。
- 3 連絡会議の脱退を希望する団体は、脱退届を提出することにより連絡会議から脱退することができる。また、加入している団体が次の各号の一つに該当する場合は、議長は脱退させることができる。

- (1) 団体等が解散したとき。
- (2) 直近の過去3年以上の期間において、当該団体と連絡が取れないとき。
- (3) その他、脱退とすべき正当な事由があると議長が判断したとき。

(議長)

第3条 連絡会議に議長を置く。

- 2 議長は、公益財団法人岩手県国際交流協会理事長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故あるときは、議長が指名した者が職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、議長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、公益財団法人岩手県国際交流協会に置く。

(活動状況報告)

第6条 構成団体は、毎年度の活動状況等について、翌年度の8月10日までに議長に報告するものとする。

(関係団体国際交流・協力連携推進企画委員会)

第7条 構成団体の連携・協働による事業実施について意見交換等を行うため、関係団体国際交流・協力連携推進企画委員会（以下「企画委員会」という。）を開催する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議及び企画委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、連絡会議の決議を経て行う。

附 則

この規約は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月26日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 31 日決議）

この規約は、財団法人岩手県国際交流協会が新しい公益法人制度における公益財団法人として設立を登記した日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。